

富士見市第6次基本構想

第3部

第1期基本計画



第1期基本計画

1 基本計画について	17
2 分野別計画	27
分野 1 子ども・子育て支援	28
分野 2 子ども・若者支援	32
分野 3 学校教育	36
分野 4 地域福祉	40
分野 5 高齢者福祉	44
分野 6 障がい福祉	56
分野 7 健康づくり	64
分野 8 スポーツ	70
分野 9 文化芸術・文化財	78
分野 10 生涯学習	86
分野 11 人権・男女共同参画	90
分野 12 地域コミュニティ	94
分野 13 多文化共生・国際交流	98
分野 14 防犯・交通安全	102
分野 15 市民相談・消費生活	110
分野 16 土地利用	112
分野 17 道路	116
分野 18 治水	120
分野 19 水道	124
分野 20 下水道	128
分野 21 公共交通	132
分野 22 環境	136
分野 23 公園・緑	144
分野 24 住環境	152
分野 25 商工	156
分野 26 農業	164
分野 27 就労	168
分野 28 シティプロモーション	172
分野 29 危機管理	176
分野 30 総合行政	184



1

基本計画について

基本計画は、基本構想に定める「実りある暮らし」、「充たされたつながり」、「恵まれた生活環境」、「成長の継続」の4つ（以下「基本方針」という。）の理想の“未来”の構成要素を実現するため、行政活動を30の分野に分け、分野ごとに取り組むべき内容を整理したものです。

【分野一覧】

1	子ども・子育て支援	11	人権・男女共同参画	21	公共交通
2	子ども・若者支援	12	地域コミュニティ	22	環境
3	学校教育	13	多文化共生・国際交流	23	公園・緑
4	地域福祉	14	防犯・交通安全	24	住環境
5	高齢者福祉	15	市民相談・消費生活	25	商工
6	障がい福祉	16	土地利用	26	農業
7	健康づくり	17	道路	27	就労
8	スポーツ	18	治水	28	シティプロモーション
9	文化芸術・文化財	19	水道	29	危機管理
10	生涯学習	20	下水道	30	総合行政

(1) 分野の構成

分野に設定する項目は、基本政策、5年後の目指す姿、基本施策、取組及びその指標です。

設定するもの		内容
①基本政策		20年後の未来において、「市民」がどのような状態になってほしいかを設定
②5年後の目指す姿		基本政策の実現に向け、直近5年間における到達点を設定
		数値目標 5年後の目指す姿を達成したことが把握できる指標（原則アウトカム指標 ³⁾ ）
③基本施策		基本政策（5年後の目指す姿）の実現のために「行政」が取り組むべき方向性を設定
		KPI ⁴ 5年後の目指す姿を達成するための通過点となる成果指標（原則アウトカム指標）
④取組		基本施策を推進するための取組を設定
		KSF ⁵ 取組における今後5年間で達成すべき成果指標（アウトプット指標 ⁶ 中心）

脚注

3 市では、市民の行動変容や変化を言い表すものをアウトカム指標と整理しています。

4 KPI(Key Performance Indicator)：数値目標の達成のために重要となる施策の目標値

5 KSF(Key Success Factor):KPI達成のために重要となる取組の目標値

6 市では、行政が取り組んだ結果や成果をアウトプット指標と整理しています。



(2) 基本政策一覧

分野名	基本政策	暮らし	つながり	生活環境	成長
1 子ども・子育て支援	1 安心して子育てができる	○	○	○	
2 子ども・若者支援	2 夢に向かってチャレンジできる	○	○		○
3 学校教育	3 児童生徒一人ひとりが輝く	○	○		
4 地域福祉	4 住み慣れた地域での安心した心地よい暮らしの実現	○	○	○	
5 高齢者福祉	5 人生100年時代を見据えた健康長寿を目指す	○			
	6 社会(地域)参加できる		○		
	7 住み慣れた地域での継続した生活の実現		○	○	
6 障がい福祉	8 自立した生活を送ることができる	○			
	9 ともに生き、ともに支えあう		○	○	
7 健康づくり	10 心身ともに健康な状態で過ごすことができる	○		○	
8 スポーツ	11 スポーツで元気になる	○			
	12 スポーツにより交流が活性化する		○		
9 文化芸術・文化財	13 心豊かな生活を送ることができる	○	○	○	
	14 地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる		○		○
10 生涯学習	15 自由な学びにより生きがいができる	○	○		
11 人権・男女共同参画	16 一人ひとりが尊重され、誰もがともに活躍できる	○	○	○	
12 地域コミュニティ	17 市民が主役のまちづくり		○		
13 多文化共生・国際交流	18 外国籍市民と地域住民がつながりを持つことができる		○	○	
14 防犯・交通安全	19 犯罪が起きないまちで生活ができる			○	
	20 交通事故が起きないまちで生活ができる			○	
15 市民相談・消費生活	21 誰もが安心した生活を送ることができる			○	
16 土地利用	22 すべての世代が快適で暮らしやすいまちになる			○	○
17 道路	23 円滑な移動と安全性が確保される			○	
18 治水	24 安全な生活環境で過ごせる			○	
19 水道	25 安心で安定的な水道水を使用できる			○	
20 下水道	26 快適で安心な生活環境で過ごすことができる			○	
21 公共交通	27 安心で円滑に移動ができる			○	
22 環境	28 快適な生活環境で過ごす			○	○
	29 持続可能な生活環境で過ごす			○	○
23 公園・緑	30 人が集う(ふれあう)場が確保されている		○	○	
	31 豊富な緑の中で生活ができる			○	
24 住環境	32 良好的な住環境のもとで生活ができる			○	
25 商工	33 楽しく、便利に市内で買物ができる			○	○
	34 地域経済が潤ったまちで生活できる				○
26 農業	35 安心して農業が行える		○	○	○
27 就労	36 多様な働き方の実現				○
28 シティプロモーション	37 富士見市のファンが増え、賑わいが生まれる				○
29 危機管理	38 災害に強いまちと感じることができる			○	
	39 様々な危機事案の予防と被害抑制により安全安心なまちで暮らすことができる	○	○	○	○
30 総合行政	40 市民の役に立つ所になる	○	○	○	○



(3) 基本政策とSDG s⁷

持続可能な開発目標（SDG s）を総合計画の中に取り込むことにより、その基本理念である「誰ひとり取り残さない」の観点から、社会・経済・環境の3側面のバランスが取れた政策の推進を促すことが可能となります。例えば、都市開発を進める一方、他部署において自然環境の保全に取り組むことで、全市的なバランスを保つ（政策の最適化）とともに、相乗効果によるさらなるまちづくりの推進（地域課題解決の加速化）が期待できます。このため、第1期基本計画においては、基本政策とSDG sの関係するゴールを結びつけ、その関係性を示しました。

【SDG s の17のゴール】



出典：国際連合広報センター

脚注

7 SDG sは2015年に国連サミットで採択された2030年までの国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目指したもの



(4) 基本政策とSDGsの関係性

分野名		基本政策	1 健康 なまち	2 経済 なまち	3 すべての人に 健康と暮らしを
1	子ども・子育て支援	1 安心して子育てができる	○		
2	子ども・若者支援	2 夢に向かってチャレンジできる	○		
3	学校教育	3 児童生徒一人ひとりが輝く	○		
4	地域福祉	4 住み慣れた地域での安心した心地よい暮らしの実現			
5	高齢者福祉	5 人生100年時代を見据えた健康長寿を目指す			○
		6 社会(地域)参加できる			
		7 住み慣れた地域での継続した生活の実現	○		○
6	障がい福祉	8 自立した生活を送ることができる			
		9 ともに生き、ともに支えあう			
7	健康づくり	10 心身ともに健康な状態で過ごすことができる			○
8	スポーツ	11 スポーツで元気になる			
		12 スポーツにより交流が活性化する			
9	文化芸術・文化財	13 心豊かな生活を送ることができる			
		14 地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる			
10	生涯学習	15 自由な学びにより生きがいができる			
11	人権・男女共同参画	16 一人ひとりが尊重され、誰もがともに活躍できる			
12	地域コミュニティ	17 市民が主役のまちづくり			
13	多文化共生・国際交流	18 外国籍市民と地域住民がつながりを持つことができる			
14	防犯・交通安全	19 犯罪が起きないまちで生活ができる			
		20 交通事故が起きないまちで生活ができる			○
15	市民相談・消費生活	21 誰もが安心した生活を送ることができる			
16	土地利用	22 すべての世代が快適で暮らしやすいまちになる			
17	道路	23 円滑な移動と安全性が確保される			○
18	治水	24 安全な生活環境で過ごせる			
19	水道	25 安心で安定的な水道水を使用できる			
20	下水道	26 快適で安心な生活環境で過ごすことができる			
21	公共交通	27 安心で円滑に移動ができる			
22	環境	28 快適な生活環境で過ごす			○
		29 持続可能な生活環境で過ごす			
23	公園・緑	30 人が集う(ふれあう)場が確保されている			
		31 豊富な緑の中で生活ができる			
24	住環境	32 良好的な住環境のもとで生活ができる			
25	商工	33 楽しく、便利に市内で買物ができる			
		34 地域経済が潤ったまちで生活できる			
26	農業	35 安心して農業が行える		○	
27	就労	36 多様な働き方の実現			
28	シティプロモーション	37 富士見市のファンが増え、賑わいが生まれる			
29	危機管理	38 災害に強いまちと感じることができる			
		39 様々な危機事案の予防と被害抑制により安全安心なまちで暮らすことができる			
30	総合行政	40 市民の役に立つ所になる			





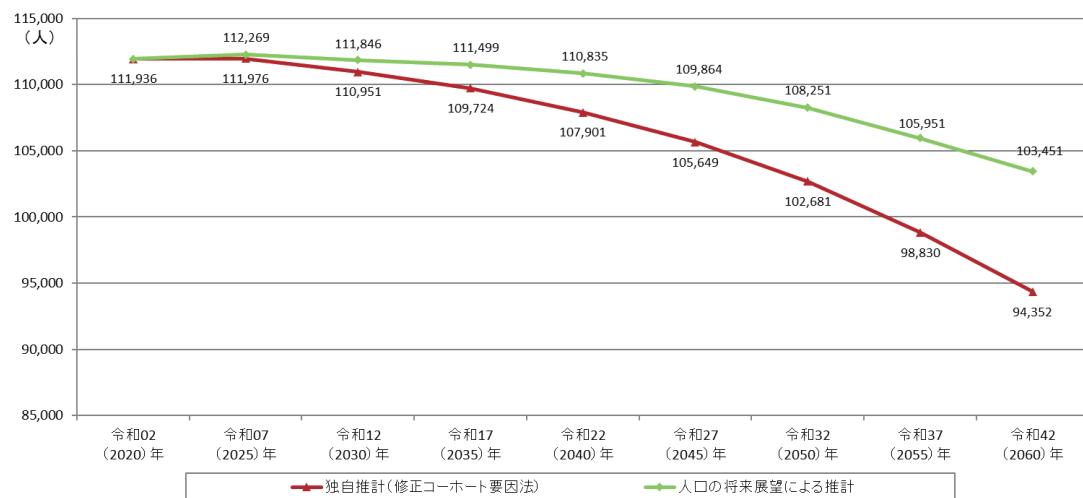
(5) 人口の推計（人口ビジョンより抜粋）

令和2年5月に策定した人口ビジョンの独自推計では、市の人口は、令和7（2025）年をピークに減少をはじめ、令和42（2060）年には、94,352人と10万人を大きく下回ると推計しています。

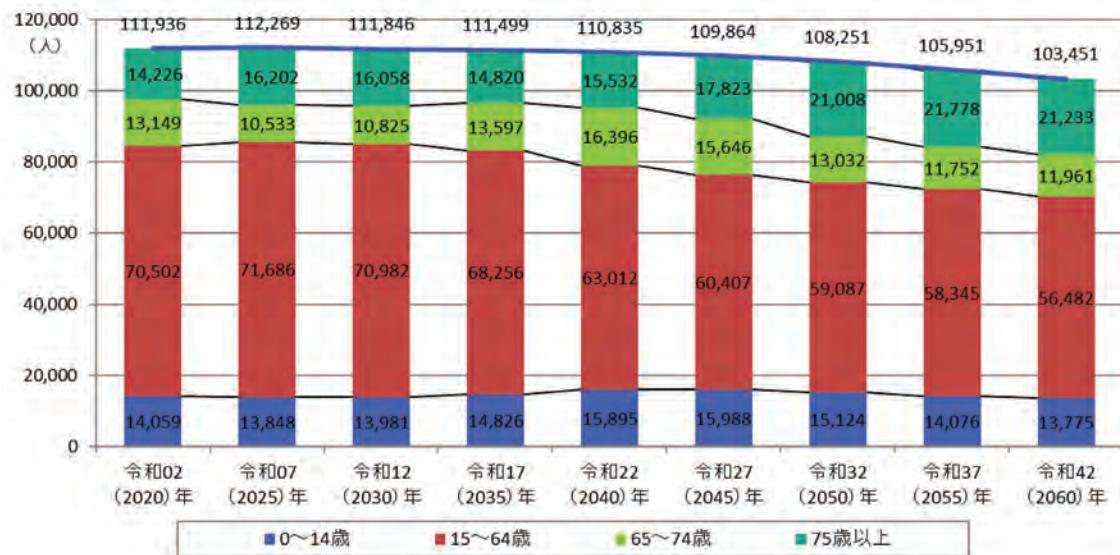
これに対し、令和42（2060）年までに市民の希望出生率⁸（2.0）を達成することとした場合の展望人口数は、令和42（2060）年に、103,451人となる見込みです。

計画期間である令和7（2025）年までについて、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、高齢者の中でも前期高齢者（65～74歳）は減少するものの、後期高齢者（75歳以上）は増加することが予想されます。

【独自推計と人口の将来展望による推計の比較】



【将来展望人口の4区分別人口の推移】



脚注

8 結婚して子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率



(6) まちづくり構想

まちづくり構想は、都市計画マスタープランの目指すべき都市像の実現に向け、今後5年間のまちづくりの方向性を示したものです。市街地や集落地などの広がりを示す「土地利用」、商業や産業などの都市機能が集約する「拠点」、幹線道路や河川などの線的に伸びる「軸」により構成します。

土地利用

市街化区域では、全ての世代が暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、地域公共交通網を充実し、利便性が高い市街地の魅力の維持・向上を図ります。市街化調整区域では国道254号バイパス沿道などにおける本市のまちづくり発展のエンジンとなる産業系を中心とした都市的土地区画整理事業の検討、生産基盤と景観面で重要な役割を持つ田園地帯や集落地の保全を進めます。

拠点

①駅周辺拠点

- ◇市内に位置する3つの鉄道駅周辺は、商業、業務、行政、医療、福祉施設など、日常生活の拠点にふさわしい多様な都市機能を集積し、周辺の住環境に配慮しつつ中高層の都市型居住を進め、機能強化を図ります。
- ◇まちの玄関口にふさわしい良好な街並みの形成を図ります。

②広域商業拠点

- ◇広域圏を対象とした大規模な商業機能の維持を図り、市内外から人が集まる拠点を形成します。

③産業拠点

- ◇シティゾーンのうち、国道254号バイパスの東側エリアや水谷柳瀬川ゾーンでは、産業をはじめとした複合施設の立地を誘導し、本市を代表する新たな活力を創出する拠点を形成します。

④行政・文化拠点

- ◇多くの市民が集まり、文化・芸術などを通じて交流できる拠点を形成します。



⑤自然・交流拠点

◇難波田城公園、水子貝塚公園など市民や周辺都市の住民が自然や歴史などをはじめとした地域資源とふれあい、交流を促進する拠点を形成します。

⑥びん沼自然公園

◇びん沼自然公園では、スポーツやレクリエーションなどを通じた交流を促進する拠点を形成します。

軸

①道路交通軸

◇隣接する都市間を結ぶ広域幹線道路や地域間を結ぶ幹線道路などが、産業、文化、自然、歴史などと様々な対流を創出する軸を形成します。

②都市交流軸

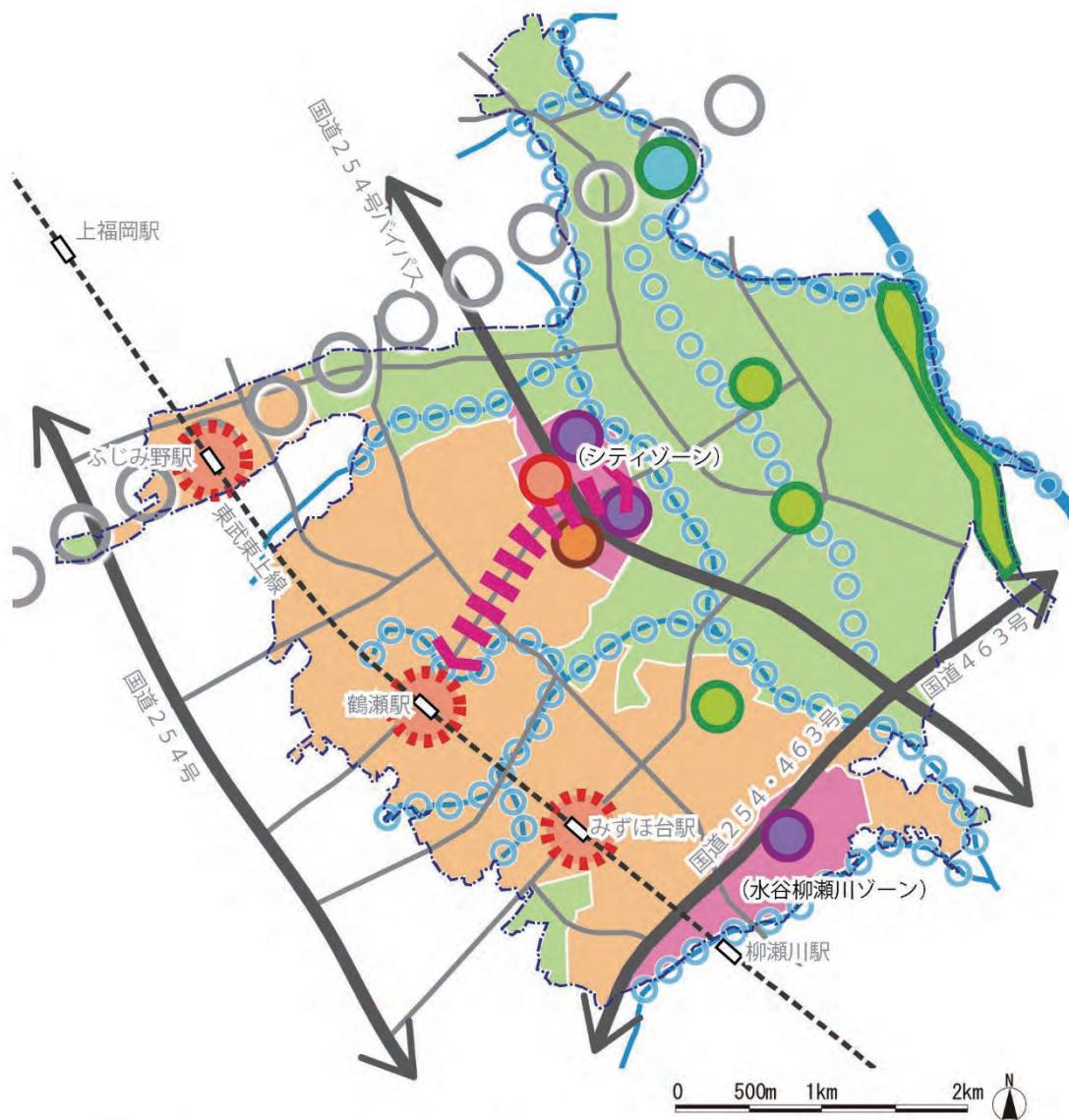
◇市の玄関口とシティゾーンを結ぶシンボル空間を形成します。

③水と緑の軸

◇河川や湧水、サイクリングコースなどをつなぎ、誰もが身近に水と緑の環境に親しむことのできる、やすらぎのある空間を形成します。



【まちづくり構想図】



<土地利用>

- 市街化区域
- 市街化調整区域

(計画的な土地利用の推進)

- シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン

<拠点>

- 駅周辺拠点
- 広域商業拠点
- 産業拠点
- 行政・文化拠点
- 自然・交流拠点
- びん沼自然公園

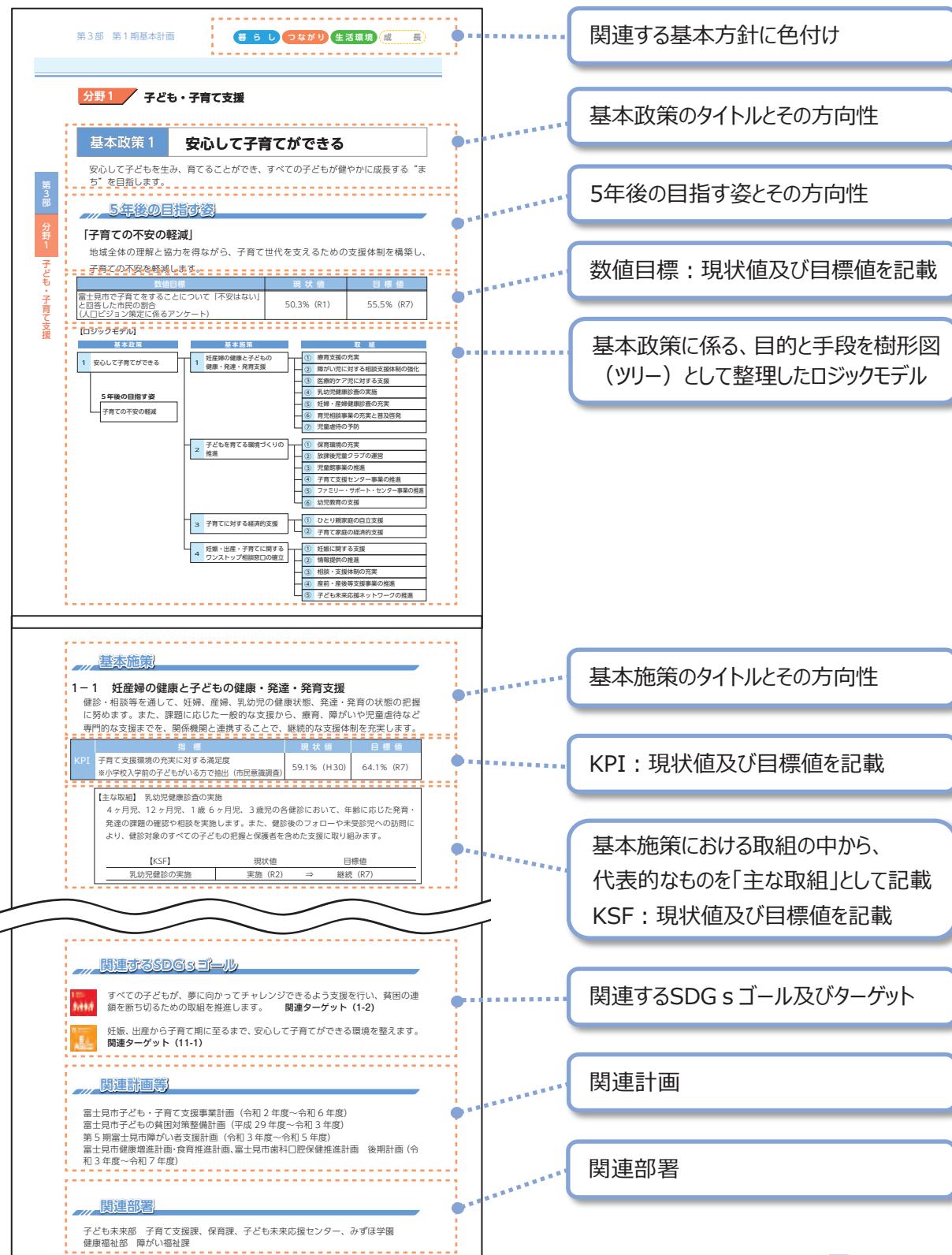
<軸>

- (道路)交通軸
- 核都市広域幹線道路
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 都市交流軸
- 水とみどりの軸
- 行政界(市域界)
- 鉄道駅
- 河川



(7) 基本政策ごとのページ構成

基本政策と基本施策の関係は、目的-手段となり、基本施策と取組の関係も目的-手段となっています。



2

分野別計画

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ■ 分野 1 子ども・子育て支援 | ■ 分野 16 土地利用 |
| ■ 分野 2 子ども・若者支援 | ■ 分野 17 道路 |
| ■ 分野 3 学校教育 | ■ 分野 18 治水 |
| ■ 分野 4 地域福祉 | ■ 分野 19 水道 |
| ■ 分野 5 高齢者福祉 | ■ 分野 20 下水道 |
| ■ 分野 6 障がい福祉 | ■ 分野 21 公共交通 |
| ■ 分野 7 健康づくり | ■ 分野 22 環境 |
| ■ 分野 8 スポーツ | ■ 分野 23 公園・緑 |
| ■ 分野 9 文化芸術・文化財 | ■ 分野 24 住環境 |
| ■ 分野 10 生涯学習 | ■ 分野 25 商工 |
| ■ 分野 11 人権・男女共同参画 | ■ 分野 26 農業 |
| ■ 分野 12 地域コミュニティ | ■ 分野 27 就労 |
| ■ 分野 13 多文化共生・国際交流 | ■ 分野 28 シティプロモーション |
| ■ 分野 14 防犯・交通安全 | ■ 分野 29 危機管理 |
| ■ 分野 15 市民相談・消費生活 | ■ 分野 30 総合行政 |

